相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県南九州市頴娃町別府二七七八番地、最後の住所東京都練馬区東大泉六丁目三四番四六号ブリックコーポ二〇一

被相続人　亡　安西　一彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月五日

事務所東京都千代田区麹町三丁目三番八号丸増麹町ビル二階鈴木総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　みき

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区山王三丁目一三三〇番地、最後の住所東京都大田区仲六郷一丁目五六番一〇―五〇六号ビレッタ仲六郷

被相続人　亡　中村　敏郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月五日

東京都千代田区麹町三丁目三番八号丸増麹町ビル二階鈴木総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　仁史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県北杜市明野町上手三五〇四番地、最後の住所東京都荒川区南千住五丁目二六番九号南荘

被相続人　亡　藤内　敏宣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月五日

事務所東京都千代田区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイビル六階潮見坂綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉羽真一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市中区花咲町二丁目七二番地、最後の住所横浜市中区花咲町二丁目七二番地

被相続人　亡　杉野シヅ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月五日

横浜市中区太田町四―五五横浜馬車道ビル六階

相続財産管理人　弁護士　大野　美樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県大島郡伊仙町大字目手久一七六二番地、最後の住所神奈川県相模原市中央区淵野辺一丁目九番六―二〇四号

被相続人　亡　盛岡　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月五日

神奈川県相模原市南区相模大野八丁目一〇番六号　ユタカビル六階　相模大野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小谷　馨

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区経堂一丁目一六番、最後の住所横浜市中区豆口台一五八番地一グレース山手弐番館二〇二号室

被相続人　亡　綱島　淳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月五日

横浜市中区本町一丁目四番地プライムメゾン横濱日本大通三階

相続財産管理人　弁護士　徳田　暁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市清水町二丁目五番地四、最後の住所富山県富山市堀川町六〇三番地一

被相続人　亡　綿野　秀明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月五日

富山市丸の内一丁目八番一五号余川ビル三階　相続財産管理人　弁護士　足立　政孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県高岡市清水町一丁目一五〇番地、最後の住所富山県高岡市木津一四〇〇番地三

被相続人　亡　堀井　俊明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月五日

事務所富山県高岡市清水町二丁目九番二〇号

相続財産管理人　司法書士　井藤　昌俊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県裾野市茶畑二〇〇番地二、最後の住所静岡県裾野市稲荷二六番地の一〇岩田ハイツ二〇一

被相続人　亡　板橋　光江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月五日

静岡県沼津市吉田町二八―一五　芹澤ビル一階　カトレア法律事務所

相続財産管理人　弁護士　出田　早苗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県春日井市四ツ家町字四ツ家一九三番地、最後の住所愛知県春日井市春日井上ノ町字黒鉾一七二番地

被相続人　亡　浅井　昭宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月五日

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目一八番二八号KSビル六階弁護士法人後藤・太田・立岡法律事務所

相続財産管理人　弁護士　長坂早余子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県多気郡多気町相可一一二五番地、最後の住所三重県松阪市久保町一八五五番地七六〇

被相続人　亡　保田　努

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月五日

三重県伊勢市本町六番四号シャレオサエキビル二階　伊勢志摩法律事務所

相続財産管理人　弁護士　野田新一朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府門真市小路町二五番、最後の住所大阪府守口市大久保町五丁目三二番八号

被相続人　亡　桑垣　孝治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月五日

大阪市北区西天満三丁目四番四号イワイビル五〇三号

相続財産管理人　弁護士　井上　雅人

第24期決算公告

平成29年1月5日

東京都品川区南大井六丁目21番12号
株式会社エイティング
代表取締役社長　鮫島　保彦

貸借対照表の要旨　（平成28年9月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	694,238	流動負債	210,854
固定資産	142,243	固定負債	501,706
有形固定資産	59,038	**負債合計**	**712,561**
無形固定資産	12,467	株主資本	123,920
投資その他の資産	70,736	資本金	210,351
		資本剰余金	271,601
		資本準備金	271,601
		利益剰余金	△358,032
		その他利益剰余金	△358,032
		（当期純損失）	(388,018)
		純資産合計	**123,920**
資産合計	**836,482**	**負債・純資産合計**	**836,482**